

道州制ビジョン懇談会の運営について（改訂案）

道州制ビジョン懇談会（以下、「懇談会」という）の議事内容の公開等については、以下のとおりとする。

1． 議事の公開について

懇談会及び議事録は原則公開とする。また座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

なお、会場は定員が限られているため、傍聴希望者多数の場合は人数を制限することとする。

2． 配布資料の公開について

懇談会で配布された資料は、原則として、懇談会終了後速やかに公開する。

3． 記者会見について

懇談会の内容について、懇談会終了後座長から記者会見を行う。

4． 懇談会と道州制協議会の関係について

道州制協議会のメンバーは、懇談会に自由に参加し、意見を述べるることができるものとする。